

●香川県告示第486号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和3年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	唐櫃漁港	唐櫃漁港（ 唐櫃地区） 海岸	<p>1 指定場所 小豆郡土庄町豊島唐櫃字高下地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点11までを順次に結んだ線、基点11と補助点6とを結んだ線、補助点6から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 三等三角点 宮ノ鼻 （北緯34度29分30秒.2510、東経134度06分12秒.1368） 基点1 基準点から267度13分、距離1062.9メートルの地点 基点2 基点1から119度47分、距離38.7メートルの地点 基点3 基点2から123度54分、距離39.1メートルの地点 基点4 基点3から129度57分、距離78.7メートルの地点 基点5 基点4から115度44分、距離101.2メートルの地点 基点6 基点5から114度39分、距離111.1メートルの地点 基点7 基点6から109度40分、距離31.8メートルの地点 基点8 基点7から105度10分、距離81.9メートルの地点 基点9 基点8から101度10分、距離94.3メートルの地点 基点10 基点9から92度44分、距離135.5メートルの地点 基点11 基点10から67度59分、距離140.7メートルの地点 補助点1 基点2から356度45分、距離79.8メートルの地点 補助点2 基点4から50度14分、距離60.8メートルの地点 補助点3 基点5から71度00分、距離78.6メートルの地点 補助点4 基点6から359度16分、距離143.3メートルの地点 補助点5 基点9から18度36分、距離115.5メートルの地点 補助点6 基点10から25度30分、距離182.6メートルの地点</p>